

## 第13回加西市公共交通活性化協議会 次第

日 時 平成25年6月21日（金） 14時～

場 所 加西市役所 1階 多目的ホール

### 1 開 会

### 2 協議事項

(1) 平成24年度事業報告及び収支決算について

(2) 平成25年度事業計画及び収支予算について

(3) 地域内フィーダー系統確保維持計画（国によるはっぴーバスへの補助金）について

(4) 加西市公共交通総合連携計画の見直しについて

### 3 その他

(1) 次回協議会の開催について  
平成25年秋頃予定

### 4 閉 会

## 事前配布資料一覧

資料 1	加西市公共交通活性化協議会構成員名簿 . . . . . P 1
資料 2	平成 2 4 年度事業報告及び収支決算 . . . . . P 2
資料 3	平成 2 5 年度事業計画及び収支予算 . . . . . P 6
資料 4	生活交通ネットワーク計画 (地域内フィーダー系統確保維持計画) . . . . . P 8

※その他の資料については当日にお渡しします。

## 平成25年度 加西市公共交通活性化協議会名簿

区分	所 属	第13回
1 委員（会長）	副市長	大豊 康臣
2	加西市議会の代表	井上 芳弘
3 (議長)	学識経験のあるもの	土井 勉
4	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部首席運輸企画専門官(輸送担	上畑 光生
5	兵庫県北播磨県民局加東土木事務所長	戸島 透
6	兵庫県加西警察署長	菅野 利郎
7	神姫バス(株)バス事業部計画課長	野田 年洋
8	神姫バス労組の代表	中川 貴水
9	北条鉄道株式会社総務企画部長	高井 均
10	兵庫県バス協会の代表	中澤 秀明
11	兵庫県タクシー協会の代表	宇高 昌利
12 (監査委員)	区長会会長	小路 重徳
13	加西市老人クラブ連合会会長	丸岡 肇
14 (監査委員)	加西商工会議所会頭	千石 唯司
15	コミュニティバス運営関係事業者の代表	池田 孝一
16	コミュニティバス運行事業者の代表	増田 孝夫
17	市民公募委員	大豊 洋子
18	ふるさと創造部長	小川 輝夫
19	都市整備部長	木下 義視
20 専門委員	学識経験のあるもの	喜多 秀行
21 オブザーバー	国土交通省近畿運輸局 企画観光部交通企画課長	加納 陽之助
22	国土交通省近畿運輸局 鉄道部計画課長	大崎 眞一
23	国土交通省近畿運輸局 自動車交通部旅客第一課長	木村 淳三
24	兵庫県県土整備部県土企画局 交通政策課副課長	江口 忠夫

## 平成24年度事業報告及び収支決算

## ◆事業報告

(単位:円)

事業	事業項目	実施主体	事業費	事業内容
バス・乗合タクシー等の活性化・再生に係る事業	コミバスの再編及び新たな公共交通の導入 ※コミバス:コミュニティバス	協議会 NPO 原始人の会 加西親栄自動車	12,532,993	■はっぴーバス実証運行 運行委託業務(11,274千円)、運営一部業務 (287千円)、予備車両保守(301千円)バス 整備・車両架装等(671千円)
	鉄道・路線バスの利用促進	協議会 加西市 神姫バス 北条鉄道	423,829	■公共交通利用促進 「ねっぴーはっぴースタンプラリー」(コミバス と北条鉄道又ははっぴーバスの利用で景品 をプレゼント)実施(99千円)、バス整備 (217千円)、回数券時刻表印刷(108千円)
計			12,956,822	

◆収支決算

(単位:円)

(歳入の部)

款	項	目	予算額	決算額	差異	備考
補助金	補助金	市補助金	12,684,000	12,684,000	0	加西市公共交通活性化協議会運営費等事業補助金
諸収入	諸収入	諸収入	265	1,293	1,028	受取利息
立替金	立替金	立替金	0	489,250	489,250	はっぴーバス回数券運賃(預かり)
当期収入合計(A)			12,684,265	13,174,543	490,278	
前期繰越額(B)			1,870,735	1,870,735	0	
収入合計(C)=(A)+(B)			14,555,000	15,045,278	490,278	

(歳出の部)

款	項	目	予算額	決算額	差異	備考
運営費	運営費	事務費	300,000	115,937	▲ 184,063	消耗品・会議費・学識経験者費用弁償等
		報償費	150,000	60,000	▲ 90,000	学識経験者謝礼
		委託費	105,000	105,000	0	アドバイザー委託料
事業費	事業費	13,853,000	12,956,822	▲ 896,178	はっぴーバス関連(12,533千円)、コミバス関連(325千円)、スタンプラリー関連(99千円)	
予備費	予備費	147,000	0	▲ 147,000		
立替金	立替金	立替金	0	489,250	489,250	はっぴーバス回数券運賃(預かり金支払)
当期歳出合計(D)			14,555,000	13,727,009	▲ 827,991	

平成24年度繰越額(C-D)

1,318,269 円

コミュニティバス (ねっぴ〜号)  
のりば標柱頭



「ねっぴ〜はっぴ〜スタンプラリー」

実施期間 平成 25 年 3 月 20 日～4 月 7 日

ねっぴ〜号と、はっぴーバス又は北条鉄道に乗車いただき、スタンプを2つ集めると抽選で景品をプレゼント (交換窓口：北条町駅、法華口駅パン工房、原始人会交流館)

**ねっぴ〜はっぴ〜スタンプラリー**  
2013年 3月20日～4月7日

スタンプを集めてステキな景品をもらおう!!

ねっぴ〜号と、はっぴーバス又は北条鉄道に乗車いただき、スタンプを2つ集めると抽選で景品をプレゼント (交換窓口：北条町駅、法華口駅パン工房、原始人会交流館)

**景品はこちら!!**

- 1 北条町駅: 北条鉄道グッズ、ねっぴ〜グッズ
- 2 原始人会交流館: ニー七自販機のお菓子、お菓子、原始人会高野原特産品
- 3 法華口駅パン工房 モン・ファボリ: 米粉パン、ラスク、加賀産ハチマツ

**ねっぴ〜はっぴ〜スタンプラリー**  
スタンプ台紙

住所 行 町

年齢 才 (小・中・高 年生)

区間 バス停～ バス停

バス停～ バス停

**ねっぴ〜はっぴ〜スタンプラリー**

1. スタンプを2つ集めよう  
- KAWAIねっぴ〜号のスタンプ  
- はっぴーバス又は北条鉄道のスタンプ  
- ねっぴ〜号又ははっぴーバスのスタンプ

2. 景品交換所に行こう  
- 景品交換所は、お菓子やパンがもらえる。  
- 景品交換所は、お菓子やパンがもらえる。  
- 景品交換所は、お菓子やパンがもらえる。

この高野原にお一人につき3口までとさせていただきます。

**路線バス(神姫バス)**  
北条-姫路線(大宮前山・山田町口)  
北条-高砂線  
大和-アステアかさい線  
姫路-社線  
北条-社線

**高速バス(神姫バス・西日本)**  
中国ハイウェイバス(津山・大阪)  
津山エクスプレス(京都号)  
山崎-三宮線

主催・お問い合わせ先  
加西市公共交流活性化協議会  
〒675-2395 加西市北条4丁目100番地  
TEL: 0799(4)210700 FAX: 0799(4)311800  
E-Mail: jinko@city.kasai.g.jp

「ねっぴ〜はっぴ〜スタンプラリー」ちらし

(参考)

コミュニティバス ねっぴ〜号



## 平成25年度事業計画案及び収支予算案

## ◆事業計画

(単位:円)

事業項目	実施主体	事業費	事業内容
加西市公共交通総合連携計画改定事業	協議会	2,500,000	加西市公共交通総合連携計画の見直し
バス・乗合タクシー等の活性化・再生に係る事業	協議会 加西市 神姫バス 北条鉄道	1,000,000	バス停整備、利用促進、時刻表作成等
計		3,500,000	



◆ 収支予算

(単位:円)

款	項	目	予算額		差異	備考
			当期	前期		
負担金	負担金	負担金	91,000	0	91,000	土地賃借料加西市負担分
補助金	補助金	市補助金	2,775,000	12,684,000	▲ 9,909,000	加西市公共交通活性化協議会運営費等事業補助金
諸収入	諸収入	諸収入	731	265	466	受取利息
収入合計(A)			2,775,731	12,684,265	▲ 9,908,534	
前期繰越額(B)			1,318,269	1,870,735	▲ 552,466	
歳入合計(A)+(B)			4,094,000	14,555,000	▲ 10,461,000	

(歳出の部)

款	項	目	予算額		差異	備考
			当期	前期		
運営費	運営費	事務費	300,000	300,000	0	会議費(150)、学識経験者費用弁償(50)、消耗品振込手数料等(100)
		報償費	150,000	150,000	0	学識経験者謝金
		委託費	0	105,000	▲ 105,000	アドバイザー委託料
事業費	事業費	3,500,000	13,853,000	▲ 10,353,000	事業計画のとおり	
予備費	予備費	144,000	147,000	▲ 3,000		
合計			4,094,000	14,555,000	▲ 10,461,000	

生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダーシステム確保維持計画）（平成 26 年度）

平成 25 年 6 月 21 日

（名 称）加西市公共交通活性化協議会

（代表者名）会長 大 豊 康 臣 印

<b>1. 地域内フィーダーシステム確保維持事業に係る目的・必要性</b>
<p>加西市の北西部に位置する西在田・在田（一部）地区は、半径 1 キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、空港のいずれも存在せず、公共交通機関の存在しない交通不便地域である。</p> <p>平成 23 年 2 月 1 日より地域のまちづくり NPO 法人が運営に関わり、小型車両（15 人乗り通勤バス）を使って集落内を走行できるバス事業の導入を加西市公共交通活性化協議会が決定し、地域公共交通活性化総合事業を活用して「はっぴーバス」の運行を開始した。今後、当該交通不便地域における交通弱者を交通難民にしないために、コミュニティも活用した啓発活動、利用促進を推進する。</p> <p>同地区の高齢化率は 31% で現在も年々上昇している。自家用自動車を運転できない高齢者等の移動手段の確保が喫緊の課題となっている中、このシステムを確保・維持することで当該地域における移動制約者を減らし、生活の足の確保と住民の活発な移動による地域の活性化を図る。</p>
<b>2. 地域内フィーダーシステム確保維持事業に係る定量的な目標及び効果</b>
<b>（1）事業の目標</b>
<p>対象システムの路線維持の考え方を次のとおりとする。</p> <p>運行回数：各運行路線につき 1 日 5 便以上</p> <p>利用者数：対象システムの合計において 1 日あたり 25 人</p> <p>ただし、対象地域における交通弱者の実態把握と利用状況を踏まえた見直しを行う。</p>
<b>（2）事業の効果</b>
<p>高齢者率が上昇する当該地域において、高齢者等の通院・買い物などの日常生活に不可欠な移動手段の確保が容易になり、地域活動などの促進も期待される。また、社会問題化している高齢運転者による交通事故の抑制効果も上がり、安心安全な地域の形成につながる。</p>
<b>3. 地域内フィーダーシステム確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者</b>
別表 1 のとおり
<b>4. 地域内フィーダーシステム確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</b>
別表 2 のとおり

## 5. 地域内フィーダー系統確保維持事業を行う地域の概要

別表5のとおり

## 6～8. 車両の取得に係る目的・必要性等

(本補助事業において) 車両の取得を行わないため該当しない。

## 9. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成20年5月26日(第1回) 協議会設立
- ・平成21年3月6日(第3回) 加西市公共交通総合連携計画を策定
- ・平成22年7月5日(第5回) はっぴーバス導入方針決定
- ・平成22年12月3日(第6回) 運行計画策定(H23.2.1運行開始)
- ・平成23年6月6日(第7回) 有償運行決定(H23.9.1)
- ・平成24年1月23日(第9回) ダイヤ改正(H24.4.1)
- ・平成24年5月21日(第10回) 本格運行への移行と事業の枠組
- ・平成25年1月29日(第11回) 本格運行への移行について

## 10. 利用者等の意見の反映

利用者代表として加西市区長会長及び加西市老人クラブ連合会長に参加していただいているほか、以下のような調査を実施

○地域公共交通に関する住民アンケート(調査期間:平成23年4月1日～22日)

- ・調査対象:交通不便地域に在住する住民 約800世帯
- ・調査方法:アンケート返信用封筒を同封して対象地域に郵送

○はっぴーバス利用想定に対する実態把握訪問(調査期間:平成24年6月～11月)

- ・訪問件数:119件

## 11. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	兵庫県
関係市区町村	加西市
交通事業者・交通施設管理者等	神姫バス(株)、北条鉄道(株)、加西親栄自動車(有)、NPO法人原始人の会、兵庫県バス協会、兵庫県タクシー協会、加西警察署
地方運輸局	神戸運輸監理部兵庫陸運部
その他協議会が必要と認める者	京都大学教授、神戸大学教授、加西商工会議所、加西市議会、加西市区長会、加西市老人クラブ連合会、市民公募委員

### ■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県加西市北条町横尾1000

(所 属) 加西市ふるさと創造部人口増政策課

(氏 名) 小山 健一

(電 話) 0790-42-8700

(e-mail) jinko@city.kasai.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(平成26年度)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線/地域 内ファイ ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 基準に適合する要件	接続する補助対象地域 間幹線系統等と接続確 保策	
兵庫県加西市	加西親栄自動車 有限公司	万願寺線1 (1便目)	地域内 ファイダー	313.5	②(2)	系統:神姫バス大和アス ティアかさい線 接続:当該系統と上記系統の 「中富口」停留所が近接	③
	加西親栄自動車 有限公司	万願寺線2 (2~5便目)	地域内 ファイダー	1,687.5	②(2)	系統:神姫バス大和アス ティアかさい線 接続:当該系統と上記系統の 「中富口」停留所が近接	③
	加西親栄自動車 有限公司	若井線1 (1~5便目)	地域内 ファイダー	1,642.5	②(2)	系統:神姫バス大和アス ティアかさい線 接続:当該系統と上記系統の 「中富口」停留所が近接	③
	加西親栄自動車 有限公司	若井線2 (6便目)	地域内 ファイダー	215.0	②(2)	系統:神姫バス大和アス ティアかさい線 接続:当該系統と上記系統の 「中富口」停留所が近接	③
	加西親栄自動車 有限公司	芥田線1 (1便目)	地域内 ファイダー	210.5	②(2)	系統:神姫バス大和アス ティアかさい線 接続:当該系統と上記系統の 「中富口」停留所が近接	③
	加西親栄自動車 有限公司	芥田線2 (2~4便目)	地域内 ファイダー	838.0	②(2)	系統:神姫バス大和アス ティアかさい線 接続:当該系統と上記系統の 「中富口」停留所が近接	③
	加西親栄自動車 有限公司	万願寺芥田線	地域内 ファイダー	361.5	②(2)	系統:神姫バス大和アス ティアかさい線 接続:当該系統と上記系統の 「中富口」停留所が近接	③

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(平成27年度)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線/地域 内ファイ ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 基準に適合する要件	接続する補助対象地域 間幹線系統等と接続確 保策	
兵庫県加西市	加西親栄自動車 有限公司	万願寺線1 (1便目)	地域内 ファイダー	305.0	②(2)	系統:神姫バス大和アス ティアかさい線 接続:当該系統と上記系統の 「中富口」停留所が近接	③
	加西親栄自動車 有限公司	万願寺線2 (2~5便目)	地域内 ファイダー	1,640.0	②(2)	系統:神姫バス大和アス ティアかさい線 接続:当該系統と上記系統の 「中富口」停留所が近接	③
	加西親栄自動車 有限公司	若井線1 (1~5便目)	地域内 ファイダー	1,596.0	②(2)	系統:神姫バス大和アス ティアかさい線 接続:当該系統と上記系統の 「中富口」停留所が近接	③
	加西親栄自動車 有限公司	若井線2 (6便目)	地域内 ファイダー	208.5	②(2)	系統:神姫バス大和アス ティアかさい線 接続:当該系統と上記系統の 「中富口」停留所が近接	③
	加西親栄自動車 有限公司	芥田線1 (1便目)	地域内 ファイダー	205.0	②(2)	系統:神姫バス大和アス ティアかさい線 接続:当該系統と上記系統の 「中富口」停留所が近接	③
	加西親栄自動車 有限公司	芥田線2 (2~4便目)	地域内 ファイダー	815.0	②(2)	系統:神姫バス大和アス ティアかさい線 接続:当該系統と上記系統の 「中富口」停留所が近接	③
	加西親栄自動車 有限公司	万願寺芥田線	地域内 ファイダー	351.5	②(2)	系統:神姫バス大和アス ティアかさい線 接続:当該系統と上記系統の 「中富口」停留所が近接	③

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(平成28年度)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線/地域 内ファイ ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対象地域 間幹線系統等と接続確 保策	
兵庫県加西市	加西親栄自動車 有限公司	万願寺線1 (1便目)	地域内 ファイダー	310.0	②(2)	系統:神姫バス大和アス ティアかさい線 接続:当該系統と上記系統の 「中富口」停留所が近接	③
	加西親栄自動車 有限公司	万願寺線2 (2~5便目)	地域内 ファイダー	1,667.0	②(2)	系統:神姫バス大和アス ティアかさい線 接続:当該系統と上記系統の 「中富口」停留所が近接	③
	加西親栄自動車 有限公司	若井線1 (1~5便目)	地域内 ファイダー	1,622.5	②(2)	系統:神姫バス大和アス ティアかさい線 接続:当該系統と上記系統の 「中富口」停留所が近接	③
	加西親栄自動車 有限公司	若井線2 (6便目)	地域内 ファイダー	212.0	②(2)	系統:神姫バス大和アス ティアかさい線 接続:当該系統と上記系統の 「中富口」停留所が近接	③
	加西親栄自動車 有限公司	芥田線1 (1便目)	地域内 ファイダー	208.0	②(2)	系統:神姫バス大和アス ティアかさい線 接続:当該系統と上記系統の 「中富口」停留所が近接	③
	加西親栄自動車 有限公司	芥田線2 (2~4便目)	地域内 ファイダー	828.5	②(2)	系統:神姫バス大和アス ティアかさい線 接続:当該系統と上記系統の 「中富口」停留所が近接	③
	加西親栄自動車 有限公司	万願寺芥田線	地域内 ファイダー	357.5	②(2)	系統:神姫バス大和アス ティアかさい線 接続:当該系統と上記系統の 「中富口」停留所が近接	③

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名 加西親栄自動車有限会社 26年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間*)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
	営業収益	725千円	営業外収益	108千円	経常収益(イ)	833千円	
	営業費用	11,025千円	営業外費用	153千円	経常費用(ロ)	11,178千円	
	営業損益	△10,300千円	営業外損益	△45千円	経常損益	△10,345千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)				48,827.0 km	経常収支率		7.45%
基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	0千円	
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	0千円	
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	0千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')				km	経常収支率		%
基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	0千円	
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	0千円	
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	0千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')				km	経常収支率		%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ''÷ハ''=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2=d
北近畿			228.円 93銭	%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2))=ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北近畿	228.円 93銭	375円.97銭	228.円 93銭	17.円 06銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ				
北近畿	1	万願寺線①	孫町	中富口	244	日	122.0	回	往 12.2km 復 12.2km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	2,976.8 km	
	2	万願寺線②	中富口	孫町	244	日	488.0	回	往 16.2km 復 16.2km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	15,811.2 km	
	3	若井線①	中富口	釜坂峠	中富口	244	日	610.0	回	往 12.7km 復 12.7km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	15,494.0 km
	4	若井線②	中富口	釜坂峠	下所	244	日	122.0	回	往 8.5km 復 8.5km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	2,074.0 km
	5	芥田線①	皿池上	東坂口	中富口	244	日	122.0	回	往 7.9km 復 7.9km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	1,927.6 km
	6	芥田線②	中富口	東坂口	中富口	244	日	366.0	回	往 10.4km 復 10.4km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	7,612.8 km
	7	万願寺芥田線	中富口	上方分舎下	広原北	244	日	122.0	回	往 13.3km 復 13.3km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	3,245.2 km
合計	系統							往 81.2km 復 81.2km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km			49,141.6 km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノの額) ト	補助対象経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
北近畿	1	681,478円	18円.01銭	53,612円	627,866円	627,866円	627千円	313.5千円		
	2	3,619,658円	15円.44銭	244,124円	3,375,534円	3,375,534円	3,375千円	1,687.5千円		
	3	3,547,041円	16円.89銭	261,693円	3,285,348円	3,285,348円	3,285千円	1,642.5千円		
	4	474,800円	21円.60銭	44,798円	430,002円	430,002円	430千円	215.0千円		
	5	441,285円	10円.14銭	19,545円	421,740円	421,740円	421千円	210.5千円		
	6	1,742,788円	8円.69銭	66,155円	1,676,643円	1,676,643円	1,676千円	838.0千円		
	7	742,923円	5円.95銭	19,308円	723,615円	723,615円	723千円	361.5千円		
合計		11,249,983円		709,235円	10,540,748円	10,540,748円	10,537千円	5,268千円	4,929千円	4,929千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	1	627,866円										
	2	3,375,534円										
	3	3,285,348円										
	4	430,002円										
	5	421,740円										
	6	1,676,643円										
	7	723,615円										
合計	10,540,748円	5,611,748円	円	%	円	%	円	%	円	%		

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間 <sup>g</sup> ) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1))÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2)) <sup>2</sup> =ノ
北近畿	1			18円.01銭	0.00%	18円.01銭
	2			15円.44銭	0.00%	15円.44銭
	3			16円.89銭	0.00%	16円.89銭
	4			21円.60銭	0.00%	21円.60銭
	5			10円.14銭	0.00%	10円.14銭
	6			8円.69銭	0.00%	8円.69銭
	7			5円.95銭	0.00%	5円.95銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績もない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)



表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	加西親栄自動車有限会社	27年度
------	-------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間*)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
	営業収益	725千円	営業外収益	108千円	経常収益(イ)	833千円	
	営業費用	11,025千円	営業外費用	153千円	経常費用(ロ)	11,178千円	
	営業損益	△10,300千円	営業外損益	△45千円	経常損益	△10,345千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)				48,827.0 km	経常収支率		7.45 %
基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	0千円	
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	0千円	
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	0千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')				km	経常収支率		%
基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	0千円	
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	0千円	
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	0千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')				km	経常収支率		%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
北近畿			228円 93銭	%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{e}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ $\div$ ハ
北近畿	228円 93銭	375円. 97銭	224円 63銭	17円 06銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程		補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)) $\div$ チ=ル	計画実車走行キロ ヲ		
			起点	主な経由地	終点			往	復	往	復	往	復				
北近畿	1	万願寺線①	孫町	中富口	242	日	121.0	回	往 12.2km 12.2km	(平均) 12.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100%	2,952.4 km	
	2	万願寺線②	中富口	孫町	中富口	242	日	484.0	回	往 16.2km 16.2km	(平均) 16.2km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100%	15,681.6 km
	3	若井線①	中富口	釜坂峠	中富口	242	日	605.0	回	往 12.7km 12.7km	(平均) 12.7km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100%	15,367.0 km
	4	若井線②	中富口	釜坂峠	下所	242	日	121.0	回	往 8.5km 8.5km	(平均) 8.5km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100%	2,057.0 km
	5	芥田線①	皿池上	東坂口	中富口	242	日	121.0	回	往 7.9km 7.9km	(平均) 7.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100%	1,911.8 km
	6	芥田線②	中富口	東坂口	中富口	242	日	363.0	回	往 10.4km 10.4km	(平均) 10.4km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100%	7,550.4 km
	7	万願寺芥田線	中富口	上方谷堂下	広原北	242	日	121.0	回	往 13.3km 13.3km	(平均) 13.3km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100%	3,218.6 km
合計	系統							往 81.2km 往 0.0km	81.2km	往 0.0km 往 0.0km	0.0km	往 0.0km 往 0.0km	0.0km		48,738.8 km		

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額: ヲ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノの額) ト	補助対象経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額: カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はソのうちいずれか少ないほうの額) ラ
北近畿	1	663,197円	18円.01銭	53,172円	610,025円	610,025円	610千円	305.0千円		
	2	3,522,557円	15円.44銭	242,123円	3,280,434円	3,280,434円	3,280千円	1,640.0千円		
	3	3,451,889円	16円.89銭	259,548円	3,192,341円	3,192,341円	3,192千円	1,596.0千円		
	4	462,063円	21円.60銭	44,431円	417,632円	417,632円	417千円	208.5千円		
	5	429,447円	10円.14銭	19,385円	410,062円	410,062円	410千円	205.0千円		
	6	1,696,046円	8円.69銭	65,612円	1,630,434円	1,630,434円	1,630千円	815.0千円		
	7	722,994円	5円.95銭	19,150円	703,844円	703,844円	703千円	351.5千円		
合計		10,948,193円		703,421円	10,244,772円	10,244,772円	10,242千円	5,121千円	4,929千円	4,929千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニマラーカム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	1	622,720円										
	2	3,347,865円										
	3	3,258,419円										
	4	426,478円										
	5	418,283円										
	6	1,662,901円										
	7	717,684円										
合計	10,454,350円	5,525,350円	円	%	円	%	円	%	円	%		

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間 <sup>g</sup> ) g	平均増減率 $\frac{((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1) \div 2}{2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $e \times (1 + (h \div 2))^2 = \text{ノ}$
北近畿	1			18円.01銭	0.00%	18円.01銭
	2			15円.44銭	0.00%	15円.44銭
	3			16円.89銭	0.00%	16円.89銭
	4			21円.60銭	0.00%	21円.60銭
	5			10円.14銭	0.00%	10円.14銭
	6			8円.69銭	0.00%	8円.69銭
	7			5円.95銭	0.00%	5円.95銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。  
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	加西親栄自動車有限会社	28年度
------	-------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間*)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	725千円	営業外収益	108千円	経常収益(イ)	833千円
	営業費用	11,025千円	営業外費用	153千円	経常費用(ロ)	11,178千円
	営業損益	△10,300千円	営業外損益	△45千円	経常損益	△10,345千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		48,827.0 km		経常収支率		7.45 %
基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	0千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	0千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	0千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		km		経常収支率		%
基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	0千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	0千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	0千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		km		経常収支率		%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)}{2} = \text{d}$
北近畿			228.円 93銭	%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

\*「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ $\div$ ハ
北近畿	228.円 93銭	375円. 97銭	224.円 63銭	17.円 06銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)) $\div$ チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ				
北近畿	1	万願寺線①	孫町	中富口	246	日	123.0	回	往 12.2km 復 12.2km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	3,001.2 km	
	2	万願寺線②	中富口	孫町	中富口	246	日	492.0	回	往 16.2km 復 16.2km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	15,940.8 km
	3	若井線①	中富口	釜坂峠	中富口	246	日	615.0	回	往 12.7km 復 12.7km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	15,621.0 km
	4	若井線②	中富口	釜坂峠	下所	246	日	123.0	回	往 8.5km 復 8.5km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	2,091.0 km
	5	芥田線①	皿池上	東坂口	中富口	246	日	123.0	回	往 7.9km 復 7.9km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	1,943.4 km
	6	芥田線②	中富口	東坂口	中富口	246	日	369.0	回	往 10.4km 復 10.4km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	7,675.2 km
	7	万願寺芥田線	中富口	上方公室下	広原北	246	日	123.0	回	往 13.3km 復 13.3km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	3,271.8 km
合計	系統							往 81.2km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km			49,544.4 km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ラ以下の額: ヲ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノ)の額 ト	補助対象経常収益の見込額 ト×ラ以上の額: カ	補助対象経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額 (ネ又はソのうちいずれか少ないほうの額) ラ
北近畿	1	674,159円	18円.01銭	54,051円	620,108円	620,108円	620千円	310.0千円		
	2	3,580,781円	15円.44銭	246,125円	3,334,656円	3,334,656円	3,334千円	1,667.0千円		
	3	3,508,945円	16円.89銭	263,838円	3,245,107円	3,245,107円	3,245千円	1,622.5千円		
	4	469,701円	21円.60銭	45,165円	424,536円	424,536円	424千円	212.0千円		
	5	436,545円	10円.14銭	19,706円	416,839円	416,839円	416千円	208.0千円		
	6	1,724,080円	8円.69銭	66,697円	1,657,383円	1,657,383円	1,657千円	828.5千円		
	7	734,944円	5円.95銭	19,467円	715,477円	715,477円	715千円	357.5千円		
合計		11,129,155円		715,049円	10,414,106円	10,414,106円	10,411千円	5,205千円	4,929千円	4,929千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニマラーカム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	1	633,013円										
	2	3,403,202円										
	3	3,312,277円										
	4	433,527円										
	5	425,196円										
	6	1,690,386円										
	7	729,546円										
合計	10,627,147円	5,698,147円	円	%	円	%	円	%	円	%		

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間) g	平均増減率 $\frac{((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1) \div 2}{2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $e \times (1 + (h \div 2))^2 = \text{ノ}$
北近畿	1			18円.01銭	0.00%	18円.01銭
	2			15円.44銭	0.00%	15円.44銭
	3			16円.89銭	0.00%	16円.89銭
	4			21円.60銭	0.00%	21円.60銭
	5			10円.14銭	0.00%	10円.14銭
	6			8円.69銭	0.00%	8円.69銭
	7			5円.95銭	0.00%	5円.95銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに連番とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。  
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績もない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

## 当日配布資料一覧

資料 1-1	加西市公共交通活性化協議会 出席者名簿	P 1
資料 2-1	平成 2 4 年度公共交通に対する補助金（市一般会計）	P 2
資料 2-2	実績報告「ねっぴ～はっぴ～スタンプラリー」	P 3
資料 3-1	平成 2 5 年度事業計画案（予算を伴わない協議案件等）	P 4
資料 3-2	事業企画「ねっぴ～はっぴ～スタンプラリー 2」	P 5
資料 5	地域公共交通総合連携計画改定検討について	P 6
資料 6	加西市公共交通活性化協議会規約（H25. 3. 14 改正）	P 15

## 第13回加西市公共交通活性化協議会 出席者名簿

平成25年6月21日

区 分	所 属	氏 名
委員（会長）	加西市副市長	大豊 康臣
	加西市議会議員 総務委員長	井上 芳弘
(議長)	京都大学大学院 工学研究科・医学研究科 特定教授	土井 勉
	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部 運輸企画専門官	金澤 重之
	兵庫県北播磨県民局加東土木事務所 主幹(企画調整担当)	太田 吉哉
	兵庫県加西警察署 交通課長	潮見 竜一
	神姫バス(株)バス事業部計画課長	野田 年洋
	神姫バス労働組合代表(副委員長)	中川 貴水
	北条鉄道株式会社総務企画部長	高井 均
	兵庫県バス協会専務理事	中澤 秀明
	兵庫県タクシー協会理事（東播地区代表）	宇高 昌利
	(監査委員)	加西市区長会会長
加西市老人クラブ連合会会長		丸岡 肇
(監査委員)	加西商工会議所 専務理事	(欠席)後藤 勇
	NPO法人原始人の会	上坂 基一
	加西親栄自動車有限会社 専務	増田 直史
	市民公募委員	大豊 洋子
	加西市ふるさと創造部長	小川 輝夫
	加西市都市整備部長	木下 義視
専門委員	神戸大学大学院工学研究科 教授 (学識経験のあるもの)	喜多 秀行
オブザーバー	国土交通省近畿運輸局 企画観光部交通企画課 係長	(欠席)小篠 祥幸
	国土交通省近畿運輸局 鉄道部計画課 専門官	坂東 伸治
	国土交通省近畿運輸局 鉄道部計画課 計画係長	山本 岳史
	国土交通省近畿運輸局 自動車交通部旅客第一課長	(欠席)木村 淳三
	兵庫県県土整備部県土企画局 交通政策課副課長	江口 忠夫

## 平成24年度 公共交通に対する補助金(加西市一般会計)

(単位:千円)

科目 項	補助金名称	団体等名称	支出額	根拠規定	算出基礎	交付目的
10.総務費 05.総務管理費 21.企画費	コミュニティバス 負担金	神姫バス株式 会社	22,065	運送契約書	運行経費-運賃収入 (県→市補助) H24コミュニティバス補助 438 県補助対象路線に對する 補助	市コミュニティバス(ねっぴ〜号)の市街地線及び国 正線、青野原線の運行
	バス対策費補 助金	神姫バス株式 会社	16,605	加西市バス対策費補 助金交付要綱	(県→市補助) H24バス対策補助 8,794	県と協調しバス路線維持確保(一部国との協調)
	北条鉄道運営 費補助金	北条鉄道株式 会社	15,735	北条鉄道運営費補助 金交付要綱	經常損失額	北条鉄道の経営基盤の安定を図る
	北条鉄道設備 等整備費補助 金	北条鉄道株式 会社	3,714	北条鉄道軌道安全輸 送設備等整備費補助 金交付要綱 北条鉄道設備等整備 費補助金交付要綱	安全輸送整備費用の 1/6 設備等整備費対象の 1/2	北条鉄道の安全性向上のため設備等整備への補 助 安全輸送整備は国・県・小野市と協調補助
	加西市公共交 通活性化協議 会補助金	加西市公共交 通活性化協議 会	12,684	加西市公共交通活性 化協議会運営等事業 補助金交付要綱	協議会の事業計画 (地域内ファイターシステム確 保維持費用庫補助) 2,624	協議会の運営及び事業実施を支援

## ねっぴ～はっぴ～スタンプラリー 実績報告

### 【概要】

公共交通の利用促進と子どもたちへの啓発を目的として、春休み期間中に、加西市が運営又は運営に関わるバス（KASAI ねっぴ～号・はっぴーバス）及び北条鉄道を利用したスタンプラリーを実施した。

- 主催 加西市公共交通活性化協議会
- 期間 平成 25 年 3 月 20 日（水・祝）～4 月 7 日（日）
- 流れ

期間中、KASAI ねっぴ～号、はっぴーバス、北条鉄道に乗車することでもらえるスタンプを 2 つ揃え、交換窓口でくじ引きの上、賞品と交換。

### ●賞品

3 つの景品交換所（北条鉄道北条町駅、法華口駅舎工房 Mon Favori、原始人会交流館）において、くじ引きにより 1 等～3 等の賞品を用意。

	1 等 (2000 円相当)	2 等 (1000 円相当)	3 等 (200 円相当)
北条町駅	北条鉄道グッズ		ねっぴ～タオル
Mon Favori	米粉パン 相当額分		
原始人会	農家レストラン「土一七日屋台」食事優待券 相当額分		

### 【広報方法】

- ・ 広報かさい 3 月号、市ホームページ、観光まちづくり協会 Facebook 等に掲載し情報を周知。
- ・ 期間中、チラシを北条鉄道北条町駅・法華口駅、原始人会及び各バス車内で配布したほか、特に子どもたちへの啓発を図るため、市内小学校及び幼稚園・幼児園・保育園の全児童にチラシを配布した。

### 【利用実績】

回収できた分のスタンプカードの集計における各交通機関の利用数は、ねっぴ～号 49、北条鉄道 36、はっぴーバス 14。各景品交換所での抽選実施数は以下のとおり。

	総数	1 等	2 等	3 等
北条町駅	34	0	2	32
Mon Favori	15	0	0	15
原始人会交流館	3	0	0	3
計	52	0	2	50



## 平成25年度事業計画案（予算を伴わない協議案件等）

## ◆事業計画

事業項目	協議概要	実施予定時期	内容
加西市公共交通総合連携計画改定事業	基本方針について	第13回協議会	改定に向けた作業概要の検討を行う。
	次期事業プログラムの検討	次回協議会	事業プログラムの進捗状況の確認と、現連携計画策定後にあらたに生じた課題を把握し、次期事業プログラムの検討を行う。
	連携計画改定案の検討	年度内	連携計画改定案の検討を行う。
	ネットワーク計画の検討	第13回協議会	H26年度計画について検討を行う。
はっぴーバス本格運行に関する助言	はっぴーバス検証と課題	年度内	H25.4より本格運行に移行したはっぴーバスの状況を確認、検証し助言を行う。
コミバス(ねっぴ〜号)に関する助言	ねっぴ〜号検証と課題	年度内	ねっぴ〜号の状況の確認、検証し助言を行う。
地域協働推進事業計画	地域協働推進事業計画の検討	年度内	地域ぐるみによる利用促進、公共交通サービスの情報提供等取り組みの継続的実施計画策定を検討する。
実施事業に関する検証	実施事業の検証	年度内	協議会実施事業についての効果を検証し、次期の事業策定につなげる。

## ねっぴ〜はっぴ〜スタンプラリー2 企画書

公共交通の利用促進と沿線の活性化、子どもたちへの啓発を目的として、春休みに引続き、夏休み期間中に鉄道・バスを利用したスタンプラリーを実施する。

■主 催 加西市公共交通活性化協議会

■期 間 平成 25 年 7 月 20 日（土）～9 月 1 日（日）

■実施概要 加西市が運営または運営に関わる公共交通機関であるコミュニティバス（KASAI ねっぴ〜号、はっぴーバス）、北条鉄道を利用したスタンプラリーを実施する。あわせて公共交通沿線の施設・店舗・イベントを紹介し、特典を付与することで、沿線への来訪を促進する。

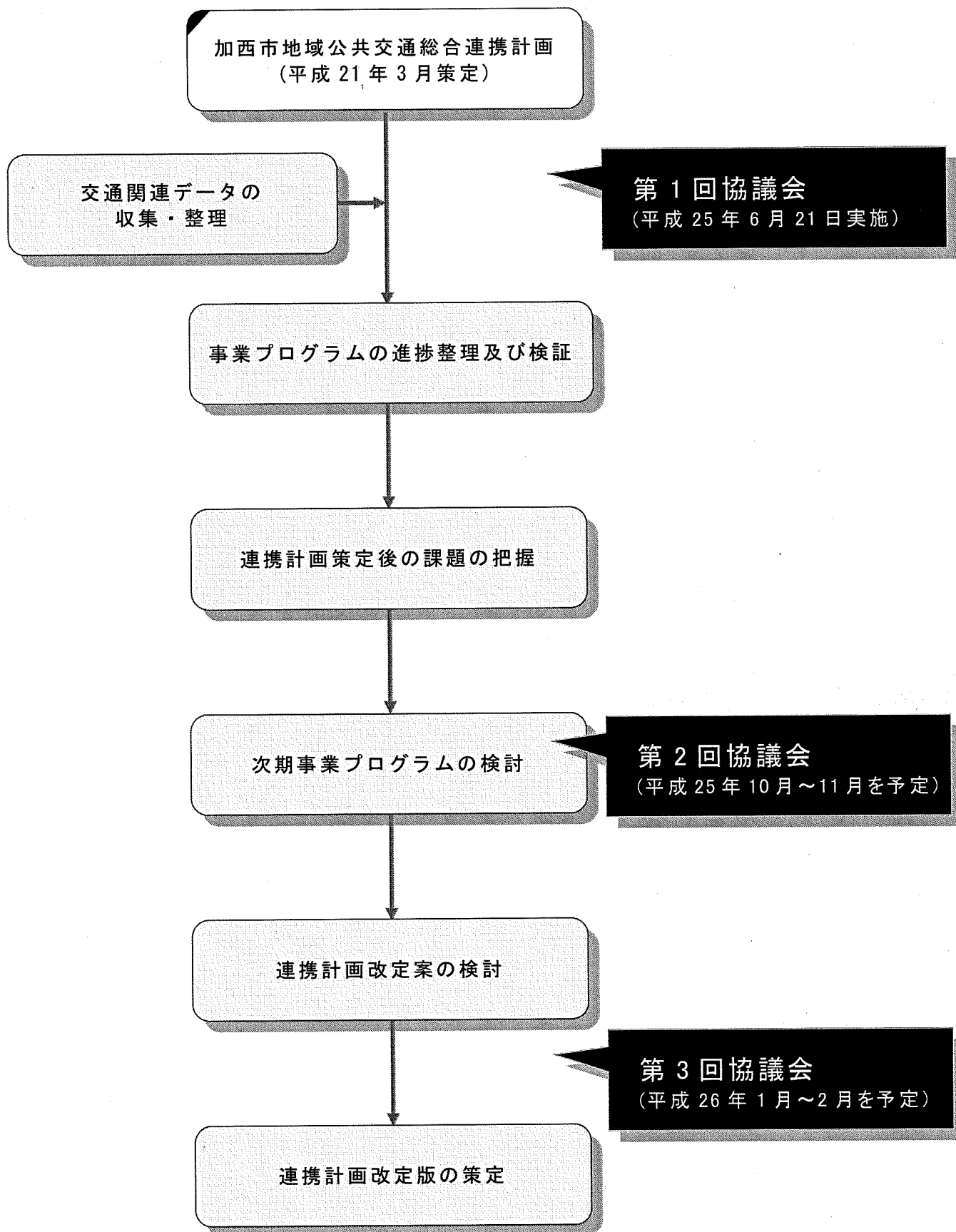
■流 れ

- ① 市内公共交通（北条鉄道、KASAI ねっぴ〜号、はっぴーバス）に乗るともらえるスタンプを2つ集めて、交換窓口で抽選の上、特典を受け取る。
- ② スタンプを押したカードを持って沿線施設・店舗に行くと、スタンプ1個につき1回、限定ねっぴ〜缶バッジと店舗ごとのサービスが受けられる。

■特 典

- ① 交換窓口（北条町駅、法華口駅パン工房、原始人会）において抽選
  - 1等 2,000 円相当
  - 2等 1,000 円相当
  - 3等 300 円相当（1・2等以外全員）
- ② 各店舗のサービス（各店舗に相談の上決定）  
限定ねっぴ〜缶バッジの交付

## 地域公共交通総合連携計画改定に向けた検討フロー



## 連携計画策定（H21.3）後の公共交通の変化

### ■ 北条鉄道

#### ・ 駅舎およびその周辺整備

内容	日時	備考
田原駅駅舎竣工	平成22年7月28日	・但し、トイレ・駐車場は未整備
北条町駅トイレを洋式ウォッシュレットに改修	平成23年11月1日	・旅客用男女トイレ1カ所、身障者用トイレ、2階トイレウォッシュレット化
法華口駅トイレ新築竣工	平成24年1月14日	・ボランティア・寄付による施工
播磨下里駅トイレおよび石庭竣工	平成24年8月5日	・ボランティア・寄付による施工 ・トイレ(建物)は市に寄付
法華口駅駐車場舗装	平成24年9月6日	
播磨下里駅駐車場竣工	平成24年9月28日	
田原駅トイレおよび駐車場竣工	平成24年12月27日	・ボランティア・寄付による施工 ・トイレ(建物)は市に寄付
網引駅トイレおよび駅舎竣工	平成25年2月19日	

#### ・ イベント列車

内容	日時	備考
かぶと虫列車	毎年7月頃運行	・車内を森に見立てて北条町～粟生まで1往復する ・子供にはかぶと虫一つがいをプレゼント
サンタ列車	毎年12月頃運行	・北条町駅から1往復(約1時間)クリスマスの飾りをつけた貸し切り列車に乗って、各種イベントを実施
エココンサート列車	平成21年6月28日 平成22年6月19日	・北条町駅～粟生駅の往復で約1時間のコンサートを2便実施
“グランド・ハーブ”列車	平成22年4月1日	・グランドハーブの演奏を北条町駅発2回、粟生駅発2回の計4回実施
ほたる列車	平成22年6月16日	・車内からほたるの観賞が可能
ecoレレ列車	平成23年4月17日	・須磨の海岸に漂着するペットボトルで作成したウクレレを用いた音楽屋・糸井健氏の列車内コンサート
よしもと芸人とゆくら列車	平成24年3月18日	・北条鉄道で加西を楽しむ【みんなで体験！～婚活編～】のイベント
ねっぴ～紙芝居列車	平成25年2月17日	・北条町駅～粟生駅までの往復約1時間、「ねっぴ～紙芝居」や「ねっぴ～クイズ」等の実施 ・加西市マスコットキャラ「ねっぴ～」との交流

#### ・ 主な利用促進策等

内容	日時	備考
北条鉄道利用促進キャンペーン	平成24年10月～平成25年3月 平成25年5月～平成25年7月	・広報かさいに片道無料優待券を掲載 ・優待券一枚あたり284円を市が負担 ・北条鉄道は優待券利用者1人にドーナツ1個プレゼント ・2012年10月～12月の利用者数は811人 ・2013年1月～3月の利用者数は701人
広告事業	随時	・北条鉄道WEBサイト・北条鉄道車内や各駅に事業者の広告を掲載 ・広告料金(1ヶ月):車内・駅1区画2,000円、駅掲示板7枚まで3,000円、駅チラシ配布3,000円、ヘッドマーク車両掲載1枚30,000円など
枕木応援団	随時	・北条町・播磨横田・長・播磨下里・法華口・田原・網引各駅の構内にて販売、名前・メッセージ入りプレートが枕木に設置 ・プレート設置費用(枕木1本)4,500円 ・設置したプレートの写真をプレゼント ・北条鉄道フリーきっぷ1枚進呈
ボランティア駅長制度	平成18年～	・イベントの企画運営や車両・駅舎の清掃・保守等
子ザル駅長の配置	平成22年10月16日～	・子ザル駅長とともに列車に乗る等のイベントを実施
通信販売による鉄道グッズの販売	平成22年7月～	・北条鉄道の通信販売『北条鉄道webショップ』 ・webショップ内にてはちみつやストラップ、長寿切符等を販売
テレビによる北条鉄道や観光地の紹介	平成23年1月29日 平成25年4月5日 平成25年6月7日 平成25年6月16日 他	・北条鉄道やその各駅で実施している事業、イベント等を紹介 ・北条鉄道を利用して、加西市のさまざまな観光地を紹介
電動アシスト自転車レンタル	平成23年4月1日	・北条町駅にて実施 ・レンタル料金/500円/日
パン販売	平成24年11月～	・法華口駅にてパン屋を営業、販売
雑誌等の掲載	平成24年12月	・雑誌「SAVVY(サヴィ)や雑誌「男の隠れ家」(朝日新聞出版)にて北条鉄道の特乗
定期運賃の半額を補助	平成25年2月28日	・通勤手段を自動車やバイクから鉄道利用に変更する方が、新たに6か月定期券を購入する場合、その半額(23,080円～45,060円)を補助する制度を実施(北条鉄道・神鉄粟生線に変更される方のみ)
時刻表の変更	平成25年3月16日	・運行本数は変更なし

・その他の利用促進策等

内容	日時	備考
ミニ鉄道広場の開催	平成21年6月14日	・「フラワ2000-2号」を使用してミニ鉄道広場を開催 ・会場内では運転シミュレーターと鉄道模型の運転体験と新長寿切符等の北条鉄道オリジナルグッズの販売
21年度第1回ボランティア駅長会議を開催	平成21年6月27日	・昨年度の活動報告と21年度の活動報告
駅ナカ英会話の開講	平成22年5月8日以降の指定の土曜日	・長駅にて英会話のレッスン ・月4回レッスン4,000円
平成22年度 第1回ボランティア駅長会議を開催	平成22年6月5日	・前期までの活動報告や「第3回北条鉄道まつり」について会議
北条鉄道まつりの開催	毎年10月・11月頃開催	・住吉神社にて各種イベントを開催
鉄道ヘッドマーク・グランプリ(H-1)の開催	平成23年1月21日～2月28日	・リジナルのヘッドマークを製作し、そのデザイン性、ユニーク性、完成度を競い合う催し
「美咲・臼井則孔 立春コンサート」の開催	平成23年2月4日	・アステリアかさいにて手回しオルゴールシンガーの臼井則孔さんのジョイント・ライブを開催
菜の花畑区間徐行運転	平成23年4月16日・17日・23日・24日	・徐行運転をし、菜の花を觀賞 ・播磨横田駅から北条町駅間で運行(下り列車のみ)
北条浪漫麦酒(ほうじょうろまんびーる)の発売	平成23年4月29日～	・6本セット2,700円(税込)
下里庵の開扉	不定期で開扉	・播磨下里駅にて自由開放
第9回加西ロマンの里ウォーキングの実施	平成24年3月20日	・加西の豊かな自然と歴史を満喫しながら、健康づくりやウォーキング仲間と交流
イベント「北条鉄道と北条の宿まらあるき」の開催	平成24年5月27日	・北条鉄道を利用して加西市の観光スポットを周遊
北条鉄道ステーションマスターの募集	平成24年	・北条鉄道各駅で駅長を担当 ・任期は平成24年9月1日から2年間
ふるさとハイク「古墳時代の後藤山古墳を訪ねる」の実施	平成25年1月26日	・後藤山古墳を北条鉄道の法華口駅からボランティアガイドと一緒に探訪
北条鉄道沿線さくらまつりの開催	平成25年4月7日	北条町駅・法華口駅・網引駅にて各種イベントを開催
「春の遠足withパワプロ～おいしさと鉄道の旅、かっさいくるトレイン～」の実施	平成25年4月14日	・北条町駅にてサイクリングのイベントとして開催
きりえ体験教室の開講	平成25年5月20日	・網引駅ボランティア駅長の妻木敏彦さんによる『きりえ体験教室』が網引駅にて開催

■ コミュニティバス (ねっぴ〜号)

・路線・ダイヤ改正 (平成 20 年 10 月 28 日)

系 統	概 要	詳 細 内 容
市街地循環線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大循環</li> <li>・中循環 1</li> <li>・中循環 2</li> <li>・小循環</li> </ul> } → 大循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左回り・右回りの交互運行 (30 分毎)</li> <li>・イオン加西北条 S C, 加西病院へ乗り入れ</li> </ul>
郊外線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若井・万願寺線 → { 若井線 万願寺・芥田線</li> <li>・国正・滝野線 → 国正・滝野線</li> <li>・青野原病院線 → 青野原病院線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全系統を加西病院・イオン加西北条 S C へ乗り入れ</li> </ul>

・路線・ダイヤ改正 (平成 23 年 2 月 1 日)

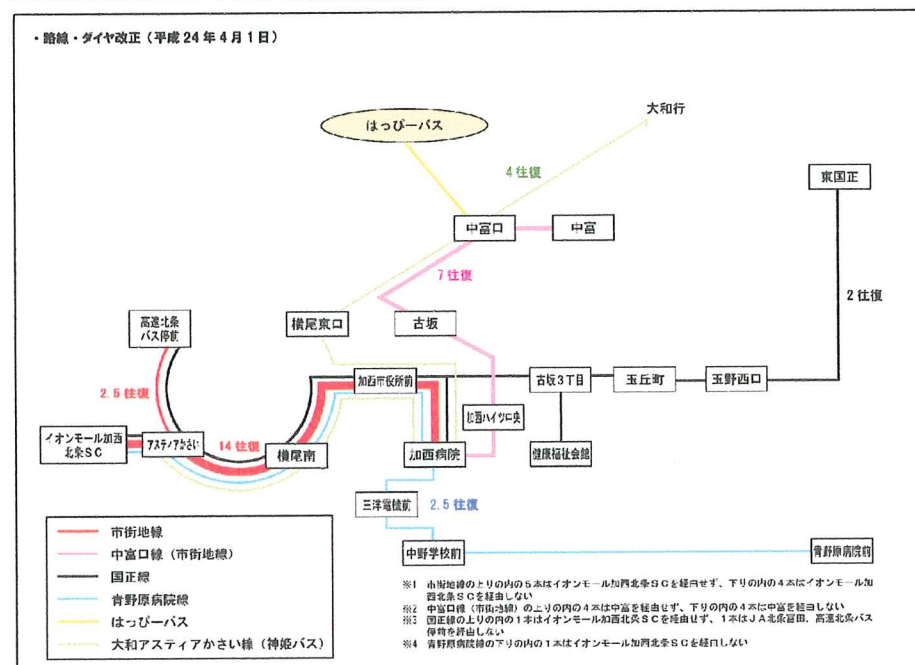
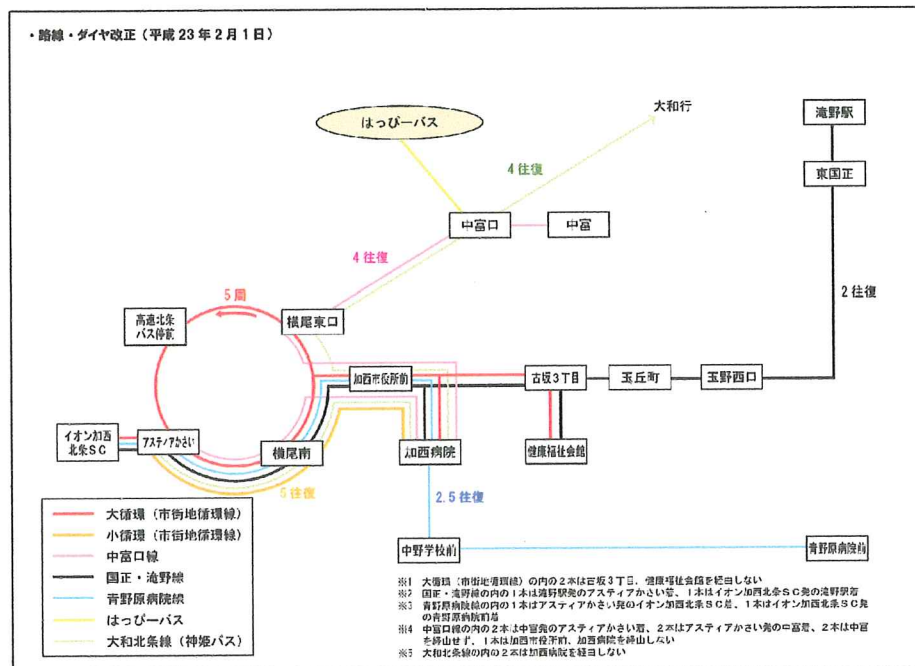
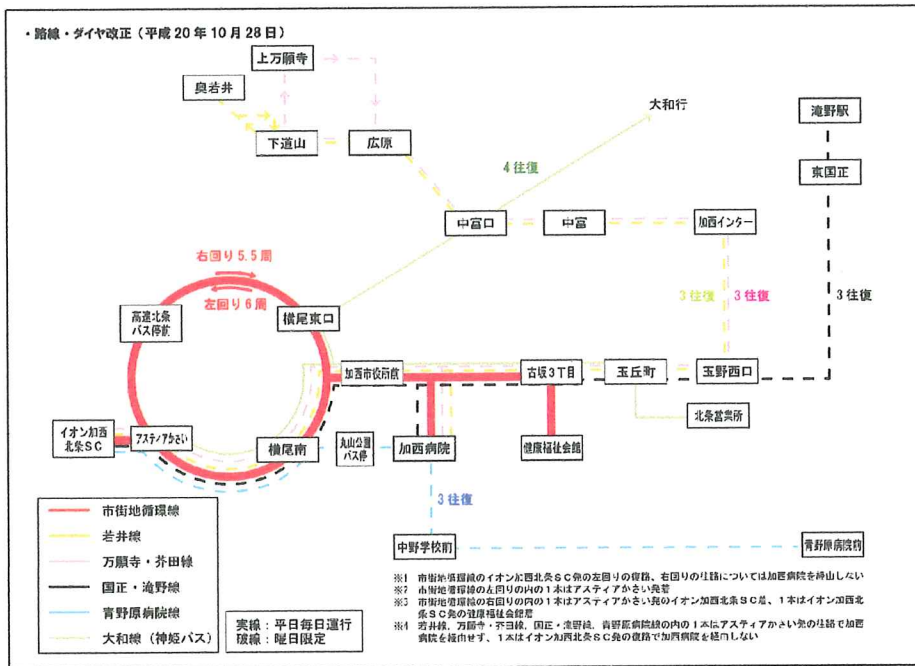
系 統	概 要	詳 細 内 容
市街地循環線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大循環 → 大循環</li> <li>小循環</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大循環は、左回りのみの運行</li> <li>・小循環は、加西病院〜アステシアかさい区間で運行</li> </ul>
郊外線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若井線 → 廃止</li> <li>・万願寺・芥田線 → 廃止</li> <li>・国正・滝野線 → 国正・滝野線</li> <li>・青野原病院線 → 青野原病院線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若井線, 万願寺・芥田線は、はっぴーバス導入により平成 23 年 3 月 31 日廃止</li> <li>・国正・滝野線は、健康福祉社会館へ乗り入れ開始</li> <li>・青野原病院線は、丸山公園前への乗り入れを廃止し、加西市役所前に乗り入れ開始</li> <li>・中富口線を新設 (アステシアかさい〜中富)</li> </ul>

・路線・ダイヤ改正 (平成 24 年 4 月 1 日)

系 統	概 要	詳 細 内 容
市街地線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大循環</li> <li>・小循環</li> </ul> } → 市街地線 中富口線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地線は、横尾東口, 横尾ルートを通る循環を廃止、古坂 3 丁目, 健康福祉社会館ルートを廃止</li> <li>・中富口線は、郊外線から市街地線に統合し、鴨谷南〜横尾〜加西病院ルートから鴨谷南〜加西ハイツ中央〜加西病院ルートに変更</li> <li>・加西ハイツ西, 加西病院東バス停新設 (加西市役所〜加西病院間)</li> </ul>
郊外線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国正・滝野線 → 国正線</li> <li>・青野原病院線 → 青野原病院</li> <li>・中富口線 → 市街地線に統合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国正線は、滝野駅までのルートを廃止 (東国正まで)</li> <li>・青野原病院線は、加西病院〜高室〜播磨農高前ルートから加西病院〜東高室〜三洋電機前〜播磨農高前ルートに変更</li> <li>・加西ハイツ西, 加西病院東バス停新設 (加西市役所〜加西病院間)</li> </ul>

・平成 24 年 11 月 10 日 ねっぴ〜号のネーミングおよびラッピング披露

【コミュニティバス（ねっぴ〜号）の路線・ダイヤ改正の経緯】



■ はっぴーバス

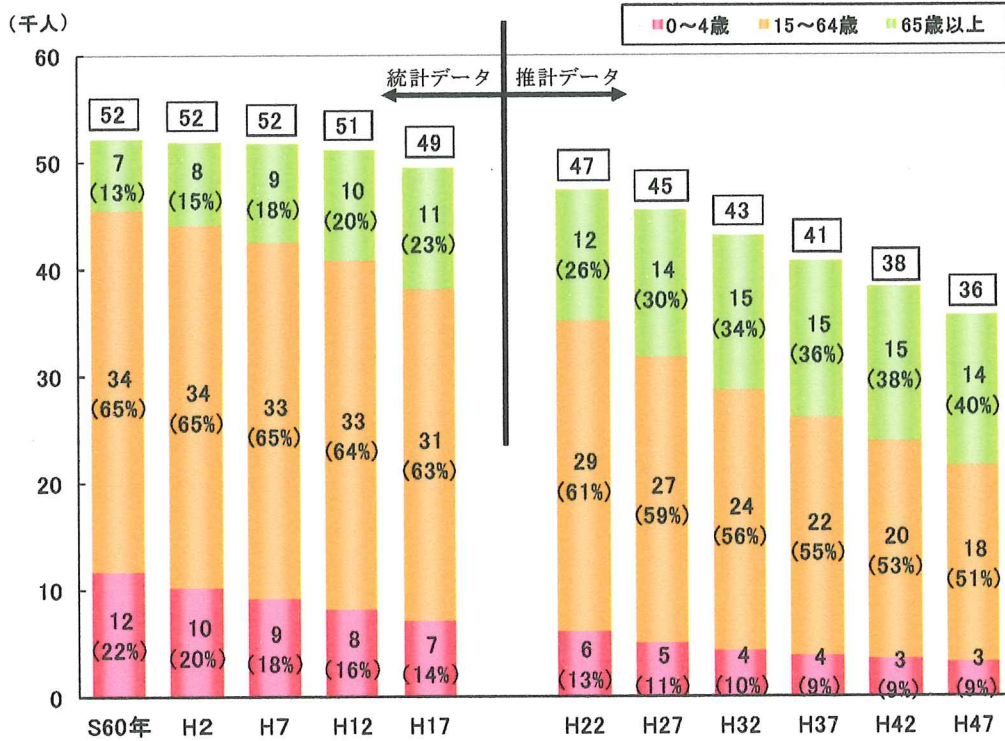
日時	内容	備考
平成 23 年 1 月	はっぴーバス導入にあたっての住民意識調査（運行開始前）	
平成 23 年 2 月 1 日	実証運行開始 無償運行	
平成 23 年 2 月～3 月	根日女の湯の無料キャンペーン	
平成 23 年 4 月 4 日	ダイヤ改正	
平成 23 年 4 月	はっぴーバス導入にあたっての住民意識調査（運行開始後）	
平成 23 年 5 月 14 日	乗車懇談会	
平成 23 年 9 月 1 日	はっぴーバス有償運行 路線・ダイヤ改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全区間均一料金（250 円、小学生 100 円、小学生未満無料）</li> <li>・回数券 9 枚つづり 2,000 円</li> <li>・中富口・道山郵便局で接続する便への乗り継ぎは 1 回の乗車とする</li> </ul>
平成 23 年 11 月 12 日	乗車懇談会	
平成 24 年 1 月 30 日	一部路線変更申請認可（下芥田ルート変更認可）	
平成 24 年 4 月 1 日	ダイヤ改正	
平成 24 年 6 月～9 月	原始人の会による訪問活動	・ 119 件を訪問 利用見込みを調査
平成 24 年 11 月 1 日	予備車両導入	
平成 25 年 4 月 1 日	本格運行開始	
	運行契約（加西市⇄親栄自動車） 運営契約（加西市⇄原始人の会）	



# 連携計画策定（H21.3）後の人口・利用者数の変化

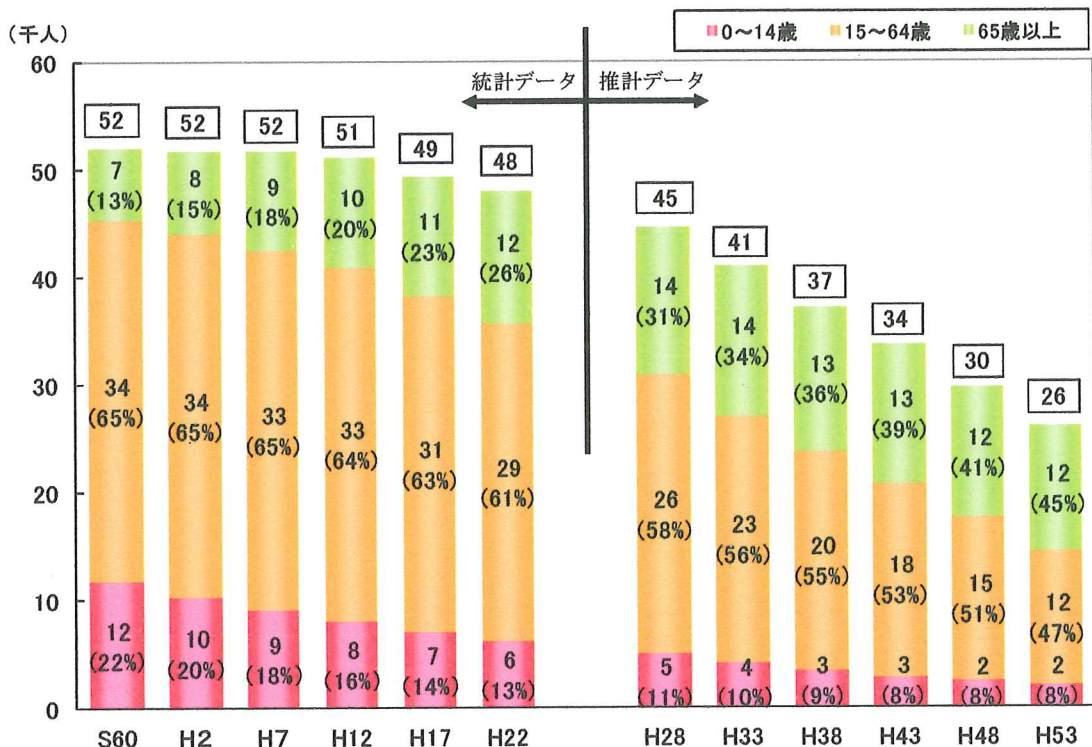
< 年齢構成別人口の推移 >

【平成21年3月時点】



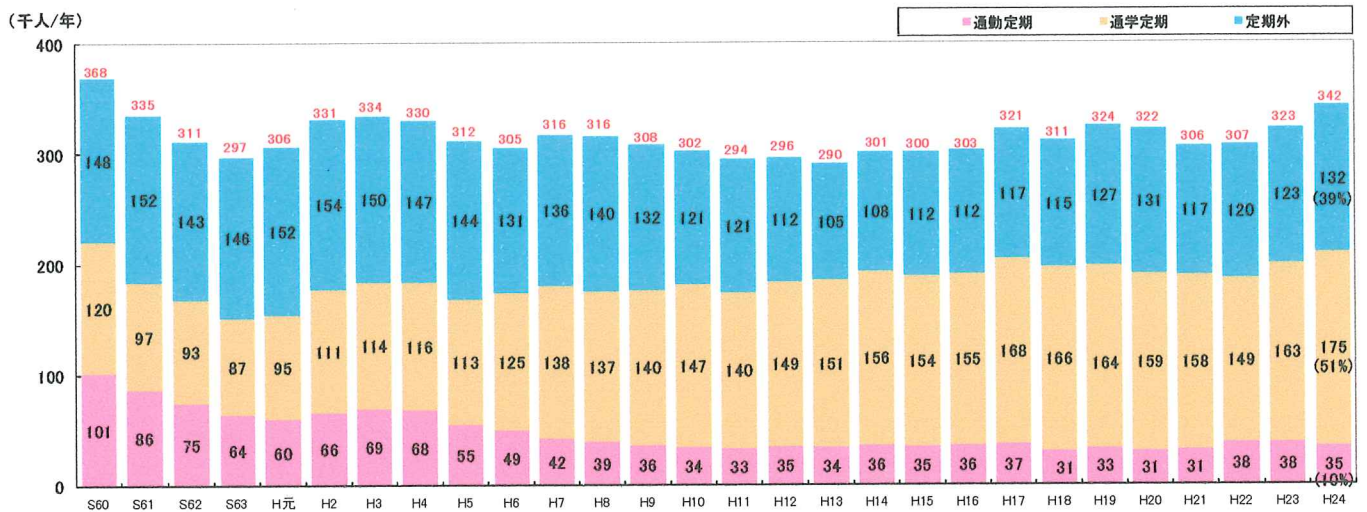
出典：H17以前：国勢調査  
H22以降：人口問題研究所 市区町村別将来推計人口（平成20年12月推計）

【平成25年6月時点】



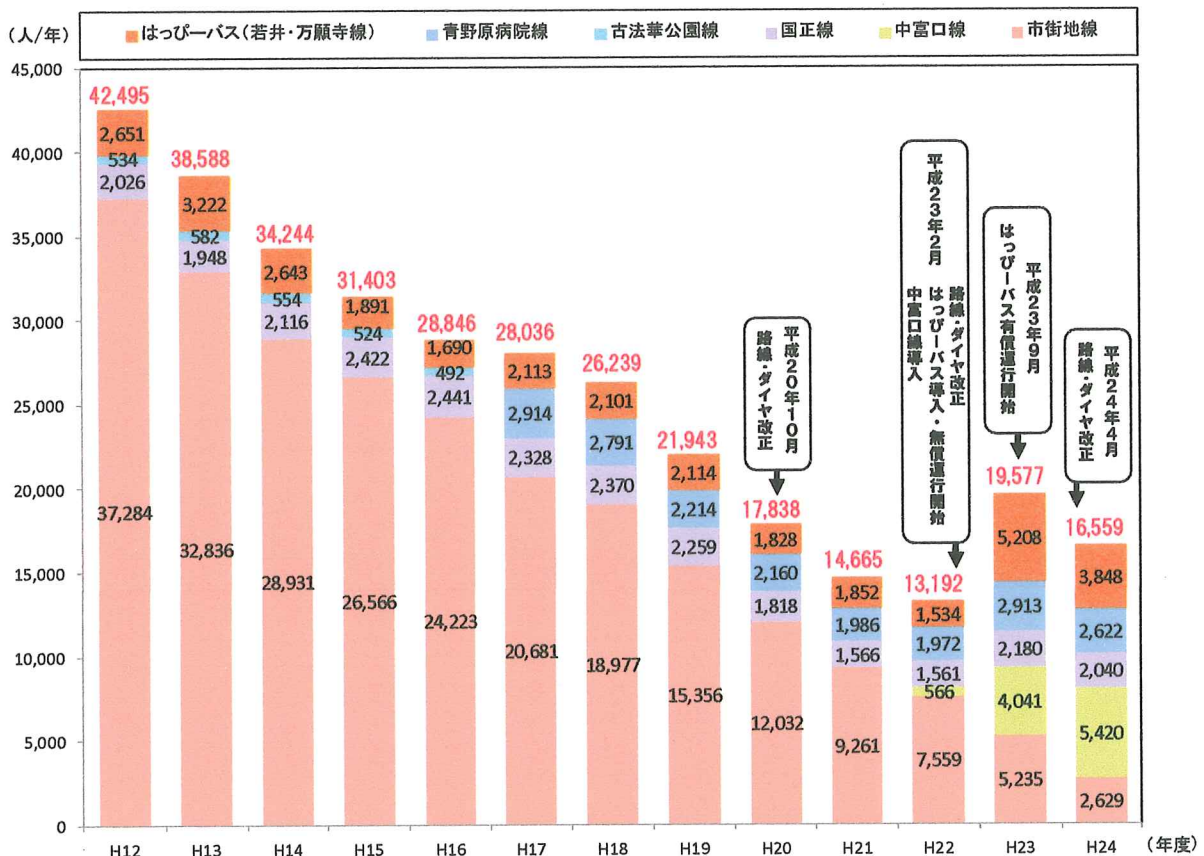
出典：H22以前：国勢調査  
H28以降：第5次加西市総合計画 将来推計人口（平成23年11月推計）

### < 北条鉄道の乗車人員の推移 >



出典：北条鉄道(株)統計データ

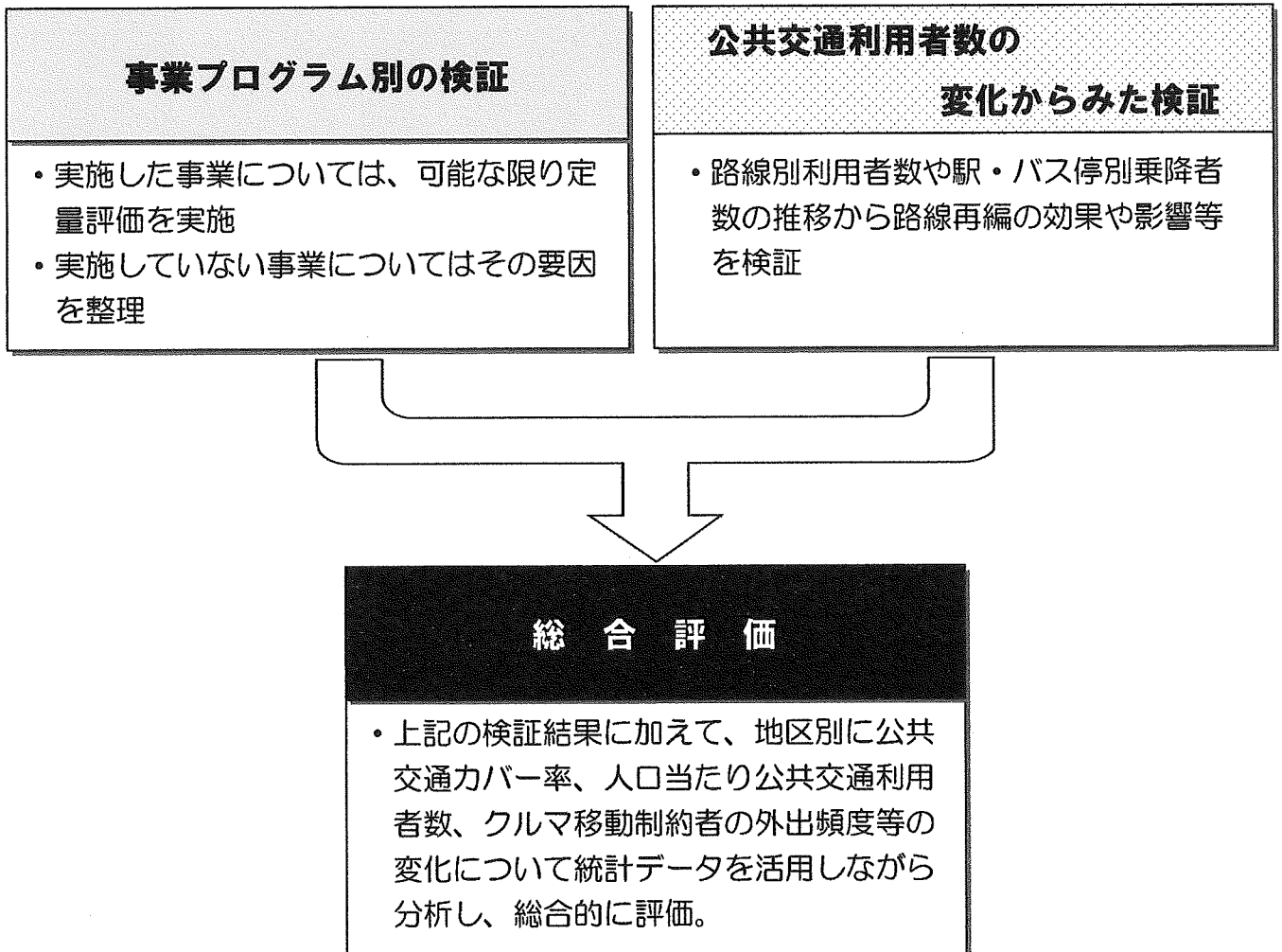
### < コミュニティバス乗車人員の推移 >



- ※ 古法華公園線はH16で廃止
- ※ 青野原病院線はH17より導入
- ※ はっぴーバス、中富口線はH23.2.1より導入  
(但し、はっぴーバスのH22年度分は計上していない)
- ※ 若井万願寺線はH23.3.31で廃止

出典：加西市所管データ

## < 検証方針 >



## 加西市公共交通活性化協議会規約

平成20年3月25日

改正 平成20年5月26日

平成20年9月26日

平成25年3月14日

## (設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「新法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、また、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図るために必要となる事項を協議するため、加西市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (事務所)

第2条 協議会の事務所は、加西市北条町横尾1000番地加西市役所内に置く。

## (所掌事務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 加西市の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

## (組織)

第4条 協議会は、市長が委嘱又は任命した委員及びオブザーバーをもって別表のとおり組織する。なお、オブザーバーは公共交通に関し専門的な知識を有する者のうち、市長が必要と認めた者とする。

2 協議会に、専門の事項を検討するため、専門委員を置くことができる。なお、専門委員は市長が委嘱するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。但し、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(会長)

第6条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、加西市副市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、委員のうち学識経験のある者が議長となり、会議を統括する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

4 協議会の議事は、原則として全会一致で決するものとするが、成立しない場合においては多数決とする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において議決された事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第9条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討並びに連携計画の実施等を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、加西市ふるさと創造部に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に指名した監査委員によって行う。

3 会長は、事業年度終了後、速やかに収支決算書を調製し、監査委員の監査を受けなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝金及び費用弁償)

第15条 委員、専門委員及びオブザーバー（特別の場合を除き、学識経験のある委員、専門委員及びオブザーバーに限る。）の謝金及び費用弁償の額並びにその支給方法は、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第16条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年3月25日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年9月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年3月14日から施行する。

別表（第4条関係）

委員	副市長
	加西市議会の代表
	学識経験のあるもの
	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部首席運輸企画専門官（輸送担当）
	兵庫県北播磨県民局加東土木事務所長
	兵庫県加西警察署長
	神姫バス株式会社バス事業部計画課長
	神姫バス労働組合の代表
	北条鉄道株式会社総務企画部長
	兵庫県バス協会の代表
	兵庫県タクシー協会の代表
	区長会会長
	加西市老人クラブ連合会会長
	加西商工会議所会頭
	コミュニティバス運営関係事業者の代表
	コミュニティバス運行事業者の代表
	市民公募委員
	加西市ふるさと創造部長
	加西市都市整備部長
	専門委員
オブザーバー	国土交通省近畿運輸局企画観光部交通企画課長
	国土交通省近畿運輸局鉄道部計画課長
	国土交通省近畿運輸局自動車交通部旅客第一課長
	兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課副課長